

2 国・地方公共団体等における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 39 (43)	人 303,632 (303,432)	人 854 (843)	人 16 (4)	人 4,861 (4,806)	人 0 ()	人 6,585.0 (6,543) (6,496)	人 230.0 (229) (50)	% 2.17 (2.15) (2.14)	機関 38 (37)	% 97.4 (86.0)
行政機関	機関 30 (34)	人 276,619 (276,352)	人 795 (783)	人 16 (4)	人 4,371 (4,321)	人 0 ()	人 5,977.0 (5,936) (5,891)	人 215.0 (214) (37)	% 2.16 (2.15) (2.13)	機関 29 (28)	% 96.7 (82.4)
立法機関	5 (5)	3,337 (3,351)	6 (6)	0 (0)	62 (61)	0 ()	74.0 (73)	0.0 (0) (5)	2.22 (2.19) (2.18)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,676 (23,729)	53 (54)	0 (0)	428 (424)	0 ()	534.0 (534)	15.0 (15) (8)	2.26 (2.26) (2.24)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
計	人 6,585.0 (6,496)	人 853 (842)	人 16 (4)	人 4,801 (4,804)	人 6,523 (6,492)	人 211 (50)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 18 (2)	人 20 (4)	人 18 (0)	人 42 (0)	人 0 (0)	人 42.0 (0)	人 1.0 (0)	
行政機関	人 5,977.0 (5,891)	人 794 (782)	人 16 (4)	人 4,312 (4,319)	人 5,916 (5,887)	人 196 (37)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 18 (2)	人 20 (4)	人 18 (0)	人 41 (0)	人 0 (0)	人 41.0 (0)	人 1.0 (0)	
立法機関	人 74.0 (73)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 61 (61)	人 73 (73)	人 0 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0)	人 0.0 (0)	
司法機関	人 534.0 (532)	人 53 (54)	人 0 (0)	人 428 (424)	人 534 (532)	人 15 (8)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 163 (156)	人 345,142 (355,482)	人 2,004 (2,035)	人 26 (27)	人 4,142 (4,221)	人 0 ()	人 8,176.0 (8,150) (8,318)	人 142.0 (142) (155)	% 2.37 (2.36) (2.34)	機関 148 (136)	% 90.8 (87.2)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	人 286,083 (296,240)	人 1,683 (1,724)	人 16 (18)	人 3,427 (3,531)	人 0 ()	人 6,809.0 (6,799) (6,997)	人 101.0 (101) (115)	% 2.38 (2.38) (2.36)	機関 46 (45)	% 97.9 (95.7)
その他の都道府県機関	116 (109)	59,059 (59,242)	321 (311)	10 (9)	715 (690)	0 ()	1,367.0 (1,351) (1,321)	41.0 (41) (40)	2.31 (2.29) (2.23)	102 (91)	87.9 (83.5)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 8,176.0 (8,318)	人 2,004 (2,035)	人 26 (27)	人 4,110 (4,213)	人 8,144 (8,310)	人 141 (152)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (8)	人 6 (8)	人 1 (3)	人 26 ()	人 0 ()	人 26.0 ()	人 0.0 ()
都道府県知事部局	人 6,809.0 (6,997)	人 1,683 (1,724)	人 16 (18)	人 3,411 (3,523)	人 6,793 (6,989)	人 100 (112)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (8)	人 6 (8)	人 1 (3)	人 10 ()	人 0 ()	人 10.0 ()	人 0.0 ()
その他の都道府県機関	人 1,367.0 (1,321)	人 321 (311)	人 10 (9)	人 699 (690)	人 1,351 (1,321)	人 41 (40)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 16 ()	人 0 ()	人 16.0 ()	人 0.0 ()

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,624 (3,771)	人 985,625 (986,517)	人 5,523 (5,495)	人 128 (111)	人 10,771 (10,718)	人 16 ()	人 21,953.0 (21,838)	人 659.0 (649)	% 2.23 (2.22)	機関 2,037 (2,902)	% 77.6 (77.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 21,953.0 (21,819)	人 5,506 (5,475)	人 111 (96)	人 10,521 (10,582)	人 21,644 (21,628)	人 633 (682)	人 17 (20)	人 17 (15)	人 143 (136)	人 194 (191)	人 16 (19)	人 107 ()	人 16 ()	人 115.0 ()	人 10.0 ()

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 152 (134)	人 658,741 (670,333)	人 2,595 (2,524)	人 48 (31)	人 4,410 (4,238)	人 0 ()	人 9,648.0 (9,637) (9,317)	人 155.0 (154) (203)	% 1.46 (1.46) (1.39)	機関 77 (65)	% 50.7 (48.5)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 566,655 (577,699)	人 2,165 (2,101)	人 45 (30)	人 3,620 (3,442)	人 0 ()	人 7,995.0 (7,987) (7,674)	人 112.0 (112) (164)	% 1.41 (1.41) (1.33)	機関 2 (1)	% 4.3 (2.1)
市町村教育委員会	105 (87)	92,086 (92,634)	430 (423)	3 (1)	790 (796)	0 ()	1,653.0 (1,650) (1,643)	43.0 (42) (39)	1.80 (1.79) (1.77)	75 (64)	71.4 (73.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	9,648.0 (9,317)	2,595 (2,524)	48 (31)	4,391 (4,231)	9,629 (9,310)	151 (203)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	8 (7)	3 (0)	11 ()	0 ()	11.0 ()	1.0 ()
都道府県教育委員会	7,995.0 (7,674)	2,165 (2,101)	45 (30)	3,605 (3,437)	7,980 (7,669)	109 (164)	0 (0)	0 (0)	7 (5)	7 (5)	3 (0)	8 ()	0 ()	8.0 ()	0.0 ()
市町村教育委員会	1,653.0 (1,643)	430 (423)	3 (1)	786 (794)	1,649 (1,641)	42 (39)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	3 ()	0 ()	3.0 ()	1.0 ()

注 2(1)②の表と同じ

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
特殊法人	法人 246 (232)	人 451,534 (442,785)	人 1,728 (1,538)	人 104 (147)	人 3,489 (3,552)	人 9 ()	人 7,053.5 (6,904) (6,775)	人 798.5 (766) (252)	% 1.56 (1.53) (1.53)	法人 134 (104)	% 54.5 (44.8)
独立行政法人等	198 (200)	436,064 (437,281)	1,658 (1,510)	100 (147)	3,360 (3,496)	9 ()	6,780.5 (6,633) (6,663)	756.5 (725) (247)	1.55 (1.52) (1.52)	102 (85)	51.5 (42.5)
地方独立行政法人等	48 (32)	15,470 (5,504)	70 (28)	4 (0)	129 (56)	0 ()	273.0 (271) (112)	42.0 (41) (5)	1.76 (1.75) (2.03)	32 (19)	66.7 (59.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
特殊法人	7,053.5 (6,775)	1,692 (1,538)	103 (147)	3,189 (3,533)	6,676 (6,756)	551 (242)	36 (0)	1 (0)	155 (19)	228 (19)	215 (10)	145 ()	9 ()	149.5 ()	32.5 ()
独立行政法人等	6,780.5 (6,663)	1,623 (1,510)	100 (147)	3,062 (3,477)	6,408 (6,644)	512 (237)	35 (0)	0 (0)	155 (19)	225 (19)	213 (10)	143 ()	9 ()	147.5 ()	31.5 ()
地方独立行政法人等	273.0 (112)	69 (28)	3 (0)	127 (56)	268 (112)	39 (5)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 ()	0 ()	2.0 ()	1.0 ()

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,632	6,585.0	2.17	1.0	
行政機関合計	276,619	5,977.0	2.16	1.0	
内閣官房	642	14.0	2.18	0.0	
内閣府	2,381	51.0	2.14	0.0	
内閣法制局	74	2.0	2.70	0.0	
金融庁	1,334	29.0	2.17	0.0	
宮内庁	788	18.0	2.28	0.0	
警察庁	1,654	37.0	2.24	0.0	
防衛庁	16,921	358.0	2.12	0.0	
防衛施設庁	2,759	59.0	2.14	0.0	
総務省	5,191	111.0	2.14	0.0	特例承認あり(注4)
公正取引委員会	706	13.0	1.84	1.0	注5
法務省	32,087	706.0	2.20	0.0	
公安調査庁	1,484	32.0	2.16	0.0	
外務省	5,453	118.0	2.16	0.0	
財務省	10,979	237.0	2.16	0.0	
国税庁	54,931	1,192.0	2.17	0.0	
文部科学省	2,174	50.0	2.30	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	38,399	830.0	2.16	0.0	
社会保険庁	17,134	362.0	2.11	0.0	
農林水産省	22,565	474.0	2.10	0.0	
水産庁	505	12.0	2.38	0.0	
林野庁	4,773	102.0	2.14	0.0	
経済産業省	5,775	122.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,716	61.0	2.25	0.0	
国土交通省	37,188	803.0	2.16	0.0	
海上保安庁	94	3.0	3.19	0.0	
海難審判庁	224	7.0	3.13	0.0	
気象庁	4,552	96.0	2.11	0.0	
環境省	1,170	28.0	2.39	0.0	
人事院	678	15.0	2.21	0.0	
会計検査院	1,288	35.0	2.72	0.0	
立法機関合計	3,337	74.0	2.22	0.0	
衆議院事務局	1,263	28.0	2.22	0.0	
衆議院法制局	72	1.0	1.39	0.0	
参議院事務局	998	21.0	2.10	0.0	
参議院法制局	70	2.0	2.86	0.0	
国立国会図書館	934	22.0	2.36	0.0	
司法機関合計	23,676	534.0	2.26	0.0	
最高裁判所	1,031	23.0	2.23	0.0	
高等裁判所	1,748	40.0	2.29	0.0	
地方裁判所	16,079	356.0	2.21	0.0	
家庭裁判所	4,818	115.0	2.39	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

- 5 公正取引委員会においては、12月1日現在において、障害者の数は15.0人、実雇用率2.16%、不足数0.0人となっている。

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	286,083	6,809.0	2.38	4.0	
北海道	19,134	419.0	2.19	0.0	
青森県	5,681	135.0	2.38	0.0	
岩手県	4,442	96.0	2.16	0.0	
宮城県	5,366	119.0	2.22	0.0	
秋田県	4,183	89.0	2.13	0.0	
山形県	5,258	111.0	2.11	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	6,415	144.0	2.24	0.0	
茨城県	5,545	118.0	2.13	0.0	
栃木県	5,203	115.0	2.21	0.0	
群馬県	5,166	110.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,280	235.0	2.84	0.0	
千葉県	9,066	205.0	2.26	0.0	
東京都	21,484	686.0	3.19	0.0	
神奈川県	8,946	279.0	3.12	0.0	
新潟県	6,888	140.0	2.03	4.0	
富山県	3,966	84.0	2.12	0.0	
石川県	4,181	91.0	2.18	0.0	
福井県	3,578	80.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,267	92.0	2.16	0.0	
長野県	6,449	144.0	2.23	0.0	
岐阜県	6,042	127.0	2.10	0.0	
静岡県	7,172	155.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,435	201.0	2.13	0.0	
三重県	4,704	115.0	2.44	0.0	
滋賀県	2,975	77.0	2.59	0.0	
京都府	5,767	155.0	2.69	0.0	
大阪府	9,516	274.0	2.88	0.0	
兵庫県	9,435	218.0	2.31	0.0	
奈良県	4,387	100.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,865	84.0	2.17	0.0	
鳥取県	3,226	76.0	2.36	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	4,437	94.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,761	101.0	2.12	0.0	
広島県	7,201	153.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	5,005	108.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,366	72.0	2.14	0.0	
香川県	3,687	80.0	2.17	0.0	
愛媛県	4,369	93.0	2.13	0.0	
高知県	3,976	84.0	2.11	0.0	
福岡県	8,267	243.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,215	68.0	2.12	0.0	
長崎県	4,554	101.0	2.22	0.0	
熊本県	5,136	134.0	2.61	0.0	
大分県	4,090	88.0	2.15	0.0	
宮崎県	3,945	84.0	2.13	0.0	
鹿児島県	5,576	121.0	2.17	0.0	
沖縄県	4,476	111.0	2.48	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
福井県	福井県企業局				
静岡県	静岡県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
鳥取県	鳥取県企業局				
島根県	島根県企業局				
広島県	広島県企業局				
山口県	山口県企業局				
福岡県	福岡県議会議事務局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	59,059	1,367.0	2.31	63.0	
北海道企業局	102	3.0	2.94	0.0	
北海道議会事務局	74	3.0	4.05	0.0	
北海道監査委員事務局	55	2.0	3.64	0.0	
北海道警察本部	1,360	31.0	2.28	0.0	
青森県警察本部	386	10.0	2.59	0.0	
岩手県医療局	3,059	65.0	2.12	0.0	
岩手県企業局	80	1.0	1.25	0.0	
岩手県警察本部	314	4.0	1.27	2.0	
宮城県病院局	228	3.0	1.32	1.0	
宮城県企業局	76	2.0	2.63	0.0	
宮城県警察本部	519	11.0	2.12	0.0	
秋田県警察本部	375	8.0	2.13	0.0	
山形県警察本部	355	8.0	2.25	0.0	
福島県病院局	404	8.0	1.98	0.0	
福島県警察本部	466	9.0	1.93	0.0	
茨城県企業局	202	5.0	2.48	0.0	
茨城県病院局	314	6.0	1.91	0.0	
茨城県警察本部	511	12.0	2.35	0.0	
栃木県企業局	112	3.0	2.68	0.0	
栃木県警察本部	462	11.0	2.38	0.0	
群馬県企業局	331	7.0	2.11	0.0	
群馬県病院局	343	9.0	2.62	0.0	
群馬県警察本部	611	17.0	2.78	0.0	
埼玉県企業局	453	12.0	2.65	0.0	
埼玉県病院局	705	17.0	2.41	0.0	
埼玉県議会事務局	67	1.0	1.49	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	31.0	2.79	0.0	
千葉県企業庁	530	19.0	3.58	0.0	
千葉県水道局	1,077	25.0	2.32	0.0	
千葉県病院局	686	15.0	2.19	0.0	
千葉県議会事務局	56	1.0	1.79	0.0	
北千葉広域水道企業団	90	2.0	2.22	0.0	
君津広域水道企業団	70	1.0	1.43	0.0	
千葉県警察本部	1,181	27.0	2.29	0.0	
東京都議会議会局	127	3.0	2.36	0.0	
東京都人事委員会	66	2.0	3.03	0.0	
東京都監査事務局	92	4.0	4.35	0.0	
東京都交通局	2,029	50.0	2.46	0.0	
東京都水道局	2,977	86.0	2.89	0.0	
東京都下水道局	1,349	57.0	4.23	0.0	
警視庁	3,022	34.0	1.13	29.0	
東京消防庁	430	2.0	0.47	7.0	
神奈川県企業庁	1,100	36.0	3.27	0.0	
神奈川県病院事業庁	997	24.0	2.41	0.0	
神奈川県議会事務局	72	5.0	6.94	0.0	
神奈川県警察本部	1,702	36.0	2.12	0.0	
新潟県企業局	98	1.0	1.02	1.0	
新潟県病院局	1,576	37.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	510	11.0	2.16	0.0	
富山県企業局	157	2.0	1.27	1.0	
富山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
石川県警察本部	372	7.0	1.88	0.0	
福井県警察本部	303	6.0	1.98	0.0	
山梨県企業局	113	3.0	2.65	0.0	
山梨県警察本部	286	8.0	2.80	0.0	
長野県企業局	54	2.0	3.70	0.0	
長野県警察本部	431	10.0	2.32	0.0	
岐阜県警察本部	438	13.0	2.97	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	318	6.0	1.89	0.0	
静岡県警察本部	633	13.0	2.05	0.0	